

第 5 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成26年5月20日(火) 午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員	25	いとう 伊藤	たけのり 武則	いなば 稲葉	かずひさ 和久	27	おおい 大井	かずし 一司	28	すずき 鈴木	てるまさ 照正
	29	たぐち 田口	よしのり 慶則	もろと 諸戸	よしあき 善昭	31	うえかわ 上川	ひろふみ 洋文	32	たなか 田中	たけつぐ 竹次
	33	もりやま 守山	たかゆき 孝之	いけだ 池田	まさし 昌司	36	いたに 井谷	いさお 功	37	きしの 岸野	たかお 隆夫
	38	なかがわ 中川	かずお 和雄	ふじた 藤田	たけし 武	40	ゆうき 結城	しんぞう 晋三	42	かたおか 片岡	まさいく 眞郁
	47	なかたに 中谷	ひでや 秀也								

以上17名

欠席部会委員

出席部会員外委員 34 ^{あさい}浅井 ^{きそお}競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹
美杉：小林担当副主幹

議事録署名者 27 ^{おおい}大井 ^{かずし}一司・37 ^{きしの}岸野 ^{たかお}隆夫

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
 報告第6号 時効取得による所有権の移転について
 報告第7号 農業生産法人の定期報告について

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)
 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・所有権移転)
 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・地上権)
 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・使用貸借)

議案第5号 非農地証明願について
 議案第6号 買受適格証明願いについて(競売・公売)

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>皆さん、第5回第2農地部会を参加いただきましてありがとうございます。 まず、議事録署名者を指名させていただきます。 27番 大井委員、37番 岸野委員、よろしくお願いします。 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第7号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>座って説明させていただきますので、お願いします。 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から5で、件数は5件、合計面積が11,906㎡で全て田になります。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。 続きまして、2ページから4ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から7で、4ページになりますが、合計で件数は7件、面積は22,774.3㎡で、その内訳としまして、田が17,950.3㎡、畑が4,824㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございまして、いずれもあっせん希望はありません。 なお、番号1につきましては、一部の土地で現況が宅地になっておりますことから転用申請をするよう指導しております。 5ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1、番号2とも転用目的は、貸駐車場用地で、件数はこの2件で、合計面積は、田で1,075㎡でございます。 続いて、6ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1は、一般個人住宅用地、番号2は、建売分譲住宅用地、番号3と番号4は、一般個人住宅用地、番号5は、駐車場及び小屋用地です。 以上件数は5件で、合計面積が4,598㎡、この内訳としまして、田が2,443㎡、畑が586㎡、その他ですけれども、これは台帳地目が原野で、現況地目が畑でございますが1,569㎡でございます。 続きまして、7ページをお願いいたします。</p>

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は、畑で459㎡でございます。
8ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権移転についてでございます。

番号1、権利者 _____、取得年月日 昭和63年10月1日、この1件で、面積は、畑で3.30㎡です。

当時、義務者である_____と土地を交換したものの、錯誤によって当該土地の所有権移転登記がされないままとなっております。権利者は、これに気づかずに20年以上にわたり平穩・公然に占有してきたということです。このため、取得時効が完成していると判断されるものであります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

報告第7号 農業生産法人の定期報告についてでございます。

番号1、有限会社 _____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は田で1.2ha。

番号2、有限会社 _____、主たる耕作物は水稲、麦、耕作面積は田で87ha、畑で3ha、合計90ha。

以上件数は2件で、いずれの案件も、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしているものと判断されます。

報告案件について、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 10ページをお願いします。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居北口町駒ヶ谷____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積264㎡です。

これにつきましては、申請地を駐車可能台数3台程度の貸駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 稲葉町稲初垣内____、台帳地目・現況地目とも田で、面積18㎡ 外3筆で、合計面積が872㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。転用箇所は2カ所に分かれておりまして、1カ所のパネル設置面積は174.9㎡で転用面積の40.4%。もう1カ所のパネル設置面積は138.2㎡で、効率のよい採光、土地の形状等の条件を考慮した結果、転用面積の31.5%となっております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大井、申請者 _____、申請地 一志町大仰山手____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積281㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とし、隣接宅地と一体利用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大三、申請者 _____、申請地 白山町岡八千代垣内_____
台帳地目・現況地目とも畑で、面積350㎡ 外2筆で、合計面積454㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大三、申請者 _____、申請地 白山町二本木野房_____
台帳地目・現況地目とも畑で、面積3.30㎡。

これにつきましては、報告第6号にありました時効取得により所有権を移転した案件ですが、申請地を駐車場用地の一部とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は5件で、合計面積は1,874.3㎡、その内訳としまして、田が872㎡、畑が1,002.3㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。去る5月15日に、久居支所の職員の方と現地確認に行きまわりました。場所は、国道165号線の北の方であって、_____というのが北口町にあるんですけども、_____のさらに北側ということで、特に現地確認の結果問題ないと思います。貸し駐車場ということで、舗装はせず、採石を置いて、雨水を浸透させるということで、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。番号1番と同じ日に現地確認に行きまわりました。場所は、下稲葉地区になりまして、周辺には一般個人住宅が建っており、別に問題はないかと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。3番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。15日に地元委員と事務局で行ってきました。場所は大井の_____という寺で、昭和の初期からもう建っておったようです。現在、私達が行ったときは更地でした。今、始末書等出ておりますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。4番、5番お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。お願いします。

井谷委員 4番ですが、グリーンロードが国道165号線に接続しておるんですが、その信号からちょっと青山の方へ戻ってもらったところです。息子の家を建てるようですが、このような形で雨水とか汚水については、浄化槽が端まで来ていますので問題ないと、こういうふうに思います。1点は、着工が早いというこ

とで、始末書が要るということで、書類を出すように_____と_____には申し入れました。それでないとだめですということになります。

それから、5番ですけれども、旧道です。_____の西側になるんですが、旧道に沿ったところでございます。何ら問題ございませんので、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま地元委員から説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 それでは、11ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 久居野村町北小膳田 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積107㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、分譲宅地への進入路用地とするものです。ただ、既に転用されておりまして、受人から経緯書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積42㎡ 外2筆で、合計面積517㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、事務所用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 竹原、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町竹原井手添 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積が2,561㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接地を含めて敷地面積4,330㎡の太陽光発電施設用地とするものです。申請地部分のパネル設置面積は1,623.48㎡で、転用面積の63.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積が3,185㎡、その内訳は田が107㎡、畑が3,078㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。15日に現地確認に行ってみりました。場所は _____ の入り口方面にあります、 _____ というお医者さんのすぐ横にあります。ちょっと裏で工事しておりましたけれども、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。2番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。これも1番と同じ日に現地確認に行ってみりました。場所は国道165号線沿いで、 _____ があるんですけども、それから東へ1kmぐらい行きますと長野川にかかっている _____、その東約600mの上出という在所があるわけですけども、周辺がアパートとか、一般の住宅が建っており、詳細については、事務局の説明どおりですので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。3番、お願いします。

藤田委員 39番 藤田でございます。15日に会長並びに部会長、事務局とともに現地に行きました。この隣は、既に太陽光発電施設があり、パターゴルフ場、それから、河川敷に囲まれておるといことでございますので、何ら問題生じることはないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）でございます。

番号1、地区 大三、借り人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、貸し人 _____、申請地 白山町三ヶ野塩売坂 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積1,077㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と22年間の地上権設定契約をし、申請地を隣接山林と一体利用の上で、敷地面積が7,500㎡余りの太陽光発電施設用地とするものです。申請地部分のパネル設置面積が500㎡で、転用面積の46%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

井谷委員 31番 井谷です。15日に会長、副会長、地元委員、事務局で現地へ行ってきました。場所は、国道165号線沿いで、白山の方に入ってもらって、ずっと上ってもらうと_____の手前を市道を東の方へ入ったところの、ちょうど山の上のほうなんですけど、あそこに地域の集落があるんですけども、その一角であります。面積的にそれぞれ見ていただいて、何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 川合、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 一志町八太西川原_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積275㎡です。

これにつきましては、借り人は、義理の父親である貸し人と20年間の使用貸借契約をし、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

田中委員 32番 田中です。5月15日午後、委員4名と事務局1名で現地を確認いたしました。場所は、_____から東へ500mほどのところでございます。内容につきましては、事務局の説明どおりですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひします。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第5号 非農地証明願を議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 14ページをお願いいたします。
議案第5号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 川合、願出者 _____、申請地 一志町小山前田_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積970㎡です。
これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書によりまして、昭和45年から申請地に建物が建築されていることが確認できます。津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。
続きまして、番号2です。地区 川口、願出者 _____、申請地 白山町川口砂留_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積304㎡。
これにつきましては、昭和60年5月3日撮影の航空写真によりまして、申請地に建物が建築されていることが確認できます。津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。
番号3です。地区 奥津、願出者 _____、申請地 美杉町奥津羽根田_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積204㎡。
これにつきましては、建物の全部事項証明書により、昭和39年12月10日に隣接宅地に居宅が建築されていることが確認できます。この宅地面積が79.33㎡で、これに対して、建物1階床面積が95.95㎡であることから、この建物は、隣接宅地と申請地を一体利用して建築していると申請されております。
このことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当するものと考えます。

以上件数は3件、合計面積は1,478㎡で、その内訳は田が1,274㎡、畑が204㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。これも同じ15日に現地を確認いたしました。場所につきましては、一志町の小山という地域の入口の家なんですが、そこで昔からこの家は_____をやってみえて、内容については、事務局の説明どおりですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 はい、ありがとうございました。2番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。15日に総合支所2名と井谷氏の4人で現地確認に行つてまいりました。場所につきましては、久居美杉線の川口の_____というのがあるんですけども、その向かい側ということで、事務局の説明どおり問題はないと思ひますので、よろしくご審議お願ひします。

議長 はい、ありがとうございました。3番、お願いします。

結城委員 3番説明をいたします。この案件は、昭和39年12月に新築され、その際に隣地であったその土地に申請の造成をし、宅地の一部として利用していたと。すでに家を建てており、原形復帰をするのはまず不可能と思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よつて、議案第5号について証明することと決定したいと思ひます。

引き続きまして、議案第6号 買受適格証明願についてを議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第6号 買受適格証明願（競売・公売）についてでございます。

番号1、地区 川口、公売対象農地 白山町川口神田_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積933㎡、願出人 有限会社 _____ 代表取締役 _____ です。

これにつきましては、営農拡大のため、三重地方税管理回収機構による公売

に参加するための買受適格証明でございます。

なお、この案件につきまして、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可の所有権移転になりますが、許可申請も同時に出しておりますので、あわせて審議をいたさうとするものです。

願出人は農業生産法人として登録され、耕作面積は325,937㎡で、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

次に、番号2です。地区 石名原、競売対象農地 美杉町石名原竹川原 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積194㎡、申請人_____。

これにつきましては、津地方裁判所による担保不動産競売に参加するための買受適格証明でございます。また、農地法第5条第1項の規定による許可申請、農業委員会許可の所有権移転も同時に出しておりますので、あわせて審議をいたさうとするものです。転用目的は、駐車場用地ですが、既に転用されておりますので、追認という形になろうかと思ひます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上件数は2件で、合計面積は、田で1,127㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺ひします。1番、お願ひします。

池田委員 35番 池田です。15日に、総合支所2名、井谷さんと4名で確認をいたしました。場所につきましては、県道久居美杉線から _____ の入口がありまして、その西に向かって20mぐらい西の右側にあります。それで、先ほど事務局の方から説明があつたとおりでございますので、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。2番、お願ひします。

藤田委員 39番 藤田です。昨日現地へ行ってまいりました。競売に伴う許可申請でございまして、何ら当地には問題が生じない、かように思つておるところでございます。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よつて、議案第6号について証明することと決定したいと思ひます。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局

それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画のほうをお願いいたします。

表紙の次のページになります。農用地利用集積計画地区別集計表をご覧くださいと思います。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で14,762㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,666㎡、契約件数は14件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で9,633㎡、契約件数は2件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で23,513㎡、契約件数は9件でございます。

美杉地区につきましては、畑の使用貸借で362㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて47,908㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて5,028㎡で、合計契約件数は26件、合計面積は52,936㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積につきましては、久居地区7件、一志地区1件、白山地区4件、合計で12件です。合計面積で31,525㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案は全て終了いたしました。

午後2時35分

上記は、第5回第2農地部会の議事を録したものである。

平成26年5月20日

議 長

出席委員

出席委員